滝川市告示第６号

滝川市立病院院内保育所管理運営業務の実施にあたり、次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

令和５年１月２０日

滝川市長　前　田　康　吉

記

１．プロポーザルの目的

滝川市立病院の院内保育所の管理運営業務を委託するにあたり、保育所運営の基本理念、効率的で質の高いサービスの提供などを適正に審査の上、その業務内容に最も適した業者を優先交渉業者として選定することを目的とする。

２．業務の概要について

（１）業務名　　滝川市立病院院内保育所管理運営業務

別添「滝川市立病院院内保育所管理運営業務仕様書」を参照のこと。

（２）所在地　　滝川市大町３丁目２番 29 号

（３）委託期間　　令和５年４月１日から令和８年３月３１日までとする。

（４）提案上限額　年額　２７，８５６，４００　円　（税込）

※ 夜間保育を含む（１回当たり１１時間３０分×月８回×１２か月）

（５）事業開始前の準備費用　　業務の受託者が負担する。

３．担当部署

滝川市立病院事務部事務課

住所　〒073-0022　　北海道滝川市大町２丁目２番 34 号

電話　0125－22－4311　　FAX　0125－24－6010

E-メール　hospital@city.takikawa.lg.jp

滝川市立病院ホームページ　https://www.med.takikawa.hokkaido.jp/

（募集要領及び提出書類様式をダウンロードできます）

４．参加資格について

（１）本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる資格要件等を満たす者とする。

①　法人等を設立して５年以上経過しており、財務状況、損益状況及び資金状況が良好であること。

②　認可保育施設又は認可外保育施設の運営（業務委託契約による運営も含む）実績が３年以上であること。

（２）次に掲げる者でないこと。

①　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４に規定に該当する者。

②　手形交換所による取引停止処分を受けてから２年を経過しない者又は入札執行日２か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者。

③　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続開始の申立てが行われたもの。

④　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続開始の申立てが行われたもの。

⑤　役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員であると認められる者。

⑥　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

⑦　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。

⑧　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

⑨　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

⑩　市税、都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。本公告日から本公告に係る業務の受託候補者の選定の日までの間、法令等に基づく営業停止等の措置を受けていないこと。

（３）滝川市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 11 年滝川市告示第 43 号）第２条第１項若しくは第３条第１項から第３項までの規定による指名競争入札に関する指名を停止されていない者。

５．企画提案書等の応募について

（１）提出期限及び提出方法

①　提出場所　　担当部署

②　提出方法　　持参または郵送

③　提出期限　　令和５年２月７日(火)午後５時まで

ただし、持参の場合は土日祝日を除く各日午前８時 30 分から午後５時までとし、郵送の場合は提出期限までに必着とする。

（２）提出書類

（様式第１号～６号）

①　参加申込書　　（様式第１号）

②　業務提案書　　（様式第２号）

③　提案者の業務概要　　（様式第３号）
④　保育所運営の基本方針等（様式第４号）
⑤　業務の具体的提案　　（様式第５－１号～５号）
※様式第４号～第５－５号については、別添「提案書評価基準表」を踏まえてアピールポイントを明記すること。
⑥　運営委託料提案　　（様式第６号）
ア　見積金額については、課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。
イ　見積金額は別紙見積り条件により記載すること。
ウ　見積金額は本業務の優先交渉業者を選定するためのものであり、本業務の契約金額ではない。
※パンフレット等参考資料(任意)
(附属書類)
①　商業登記簿謄本（写）
・申請日前３ヶ月以内で、現状を反映しているものを提出すること。
②　決算書類（写）
・自己資本額、業務実績高等の確認に使用するので、必ず直近２年分の書類を提出すること。
・貸借対照表・損益計算書・利益処分（損失処理）計算書など経営実績がわかるもの。
・会社設立の時期等により２年分に満たない場合には受付時に申し出ること。
③ ㈠ 国税
・申請者が法人の場合は「納税証明書その３の３」
・申請者が個人の場合は「納税証明書その３の２」
㈡ 都道府県税
・申請者（契約に関する権限を代理人に委任する場合は、受任者となる支店等）の所在地が北海道内の場合は、北海道が発行する納税証明書
・上記以外の場合、申請者（契約に関する権限を代理人に委任する場合は、受任者となる支店等）の所在地の都府県が発行する納税証明書
㈢ 市町村税
・申請者（契約に関する権限を代理人に委任する場合は、受任者となる支店等、連絡先がある場合はその連絡先となる営業所 等）の所在地が滝川市内の場合は、滝川市が発行する市税完納等確認書
・上記以外の場合、申請者（契約に関する権限を代理人に委任する場合は受任者となる支店等）の所在地の市区町村が発行する納税証明書（東京都の場合は都税事務所が発行する証明書)・申請日前３ヶ月以内のものを提出すること。

④　過去３年の院内保育所管理運営業務を実施した実績について

・同種業務の実績表を提出のこと。(様式は任意、規格はＡ４版１枚程度とする。)

・重大な事故等の有無（有の場合は、場所、内容などの詳細）

（３）提出部数

①～⑥の書類（パンフレット等資料含む）を正本１部、副本 12 部（コピー可）

附属書類については正本１部

（４）その他

①　参加申込書等、提案書等の作成、提出に要する費用は提案者の負担とする。

②　提出された書類は返却しない。

③　提出された提案書等は、提出者に無断で提案の採否決定以外の目的に使用しない。

④　提出期限後における、提案書等の差し替え及び再提出は認めない。

⑤　提案書等に虚偽の記載をした場合は、参加申込及び提案等を無効とする。

⑥　提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。

⑦　保育所内の見学を希望する場合は、事前に連絡をすること。

６．質問の受付及び回答について

（１）期　　限　　令和５年２月２日（木）午後５時まで

（２）質問方法　　本要領記載の電子メール宛てに、件名に「プロポーザル質問（院内保育)」と入力し、質問応答書（様式第７号）を提出すること。

（３）回　　答　　電子メールにて回答

（４）留意事項　　審査基準等に関する質問には一切答えない。

７．ヒアリングの実施について

（１）対象者　　提案書等を提出した業者

（２）期　日　　令和５年２月１５日(水)

（３）内　容　　持ち時間２０分で、提案内容を説明する。

プロジェクターの使用は可

説明終了後５分程度、質疑応答を行う。

８．優先交渉業者の選定について

（１）選定方法

優先交渉業者の選定は、受理した提案書等による評価、ヒアリングによる評価、見積価格の評価の総合評価により優先交渉業者を選定する。

（２）評価項目については別紙のとおりとする。

（３）評価の結果最高得点の業者を選定する。また、次に高い得点の業者を次点の業者として選定する。

９．選定結果の通知について

選定結果は、令和５年２月 24 日(金)までに通知する。

10．契約の締結について

選定業者と当院との協議によって業務内容の詳細を確定し、業務開始前に契約を行うものとするが、本業務に係る令和５年度予算の議決が得られなかったときは、契約の締結をとりやめる。